主 文

原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

「特許庁が、同庁昭和六一年審判第一四〇三〇号事件について、昭和六二年六月 二日にした審決を取り消す。訴訟費用は被告の負担とする。」との判決

二被告

主文同旨の判決

第二 請求の原因

ー 特許庁における手続の経緯

原告は、昭和五二年一〇月七日、名称を「熱遮断フイルムを有する冷凍ショーケース」とする発明(以下、「本願発明」という。)につき特許出願をした(昭和五二年特許願第一一九九六四号)ところ、昭和六一年五月一四日拒絶査定を受けたので、同年七月一〇日、これに対し審判の請求をした。

特許庁は、同請求は同庁同年審判第一四〇三〇号事件として審理し、同年六月二日「本件審判の請求は成り立たない。」との審決をし、その謄本は同年七月六日原告に送達された。

ニ 本願発明の要旨

「金属及び/又は金属酸化物の薄膜が積層されたプラスチツクフイルムから主としてなる熱線反射透明積層体を熱遮断シートとした冷凍・冷蔵ショーケース。」 (別紙(一)参照)

三 本件審決の理由の要点

1 本願発明の要旨は、前項記載のとおりである。

2 これに対し、実願昭五一七三一四三号(昭和五二年実用新案出願公開第一六二五六三号公報)の願書に最初に添附した明細書及び図面(以下、「引用例」という。)には、「本考案は冷蔵庫等の貯蔵庫に関し、透明板を嵌合した窓を設けたもので、庫外から庫内に透過しようとする熱線や紫外線を遮つて庫内温度の上昇を判まする」、「(10)は半透明の遮光膜で、例えばポリエステルフイルムにアルニウムを真空蒸着してあり、このフイルム透明板群の最も庫外側の透明板(8)の庫内側面即ち断熱空間側に接着剤にて接着している。従つて断熱箱体(1)の窓即ち前面開口部(3A)に嵌合された透明板群を透過しようとする光の殆どを遮る。の場合遮光膜(10)は最も庫外側の透明板(8)に設けたから、熱線は透明板(8)を通過した後遮光膜(10)によつて反射されるので内方の透明板(8)を通過した後遮光膜(10)によつて反射されるので内方の透明板(8)に象線が及ぶ事が少くなくなり従つて庫内空気の温度上昇を抑制できる。」(別紙(二)参照)旨の記載がある。

3 そこで、本願発明と引用例に記載された考案とを比較すると、本願発明の「金属」、「プラスチツクフイルム」、「熱線反射透明積層体」、「冷凍・冷蔵ショーケース」はそれぞれ引用例に記載された考案の「アルミニウム」、「ポリエステルフイルム」、「半透明の遮光膜」、「冷蔵庫等の貯蔵庫」に相当するものであるということができ、そうすると、本願発明は、引用例に記載された考案であるというほかはない。

4 以上のとおりであるから、本願発明は、引用例に記載されたものと同一であり、しかも本願の発明者又は出願人が引用例に記載された考案の考案者又は出願人と同一の者であるとも認められないから、特許法二九条の二の規定により、特許を受けることができない。

四 本件審決を取り消すべき事由

本願発明の要旨が本件審決認定のとおりであること(但し、後述のように、本願発明の要旨を当初の明細書の特許請求の範囲の記載によつて認定した点につき、手続上の瑕疵がある。)、引用例に本件審決認定の記載があること及び本願発明の「金属」と「プラスチツクフイルム」が引用例に記載された考案(以下、「引用考案」という。)の「アルミニウム」と「ポリエステルフイルム」に相当することは争わないが、本件審決には、引用考案の「貯蔵庫」に用いられる「半透明の遮光膜」と本願発明の「冷凍・冷蔵ショーケース」に用いられる「熱線反射透明積層

体」とを同視した事実誤認があり(取消事由(1))、また、本件審決は、昭和五三年六月二一日付手続補正書によつて補正された明細書(即ち、結局のところ願書に添付された当初の明細書)に基づいて本願発明の要旨を認定し、これを引用考案と比較しているが、原告はその後昭和六二年四月一三日付審判請求理由補充書(記載した特許請求の範囲の補正案を提示しており、審判官はこの判請求理由補充書に記載した特許請求の範囲の補正案を十分に審理し、原告に対し手続補正をする機会を与えたうえで判断すべきであつたし、更にその後原告が昭和5年五月一九日に提出した審理再開申立書(甲第九号証。ここにおいて原告にいる。)を十分に検討して審理を再開すべきであつたのにかかわらず、これをいずれる。)を十分に検討して審理を再開すべきであったのにかかわらず、これをいずれも念ったもので、本件審決には審理不尽の違法があり(取消事由(2))、取り消されなければならない。

1 取消事由(1)(事実誤認)

本願発明は、冷凍・冷蔵食品(例えばアイスクリーム)を展示しながら販 売する方式の普及に伴い、そのショーケースには、太陽光等から発せられる熱線を 通さず、しかも商品が外から見えるという一見矛盾した性質が要求されるところ (甲第二号証の明細書一頁下から六行ないし四頁六行)、これを金属及び/又は金 属酸化物の薄膜が積層されたプラスチツクフイルムを熱遮断シートとして用いるこ とにより解決したものである(同四頁七行ないし一四行)。即ち、本願発明の「熱 「熱線を反射し」かつ「透明である(可視光線を透過す 線反射透明積層体」とは、 る)」という二つの作用を有する材料を意味する。換言すれば熱線領域の波長は透過させず、可視光線領域の波長は透過させるという、波長に対する選択性を有する 積層体を本願発明は採用しているのである。引用考案の「遮光膜」はポリエステル フイルムにアルミニウムを真空蒸着した膜である。プラスチツクフイルムと金属を 積層した膜という限度では、引用考案の膜の構成は本願発明の膜に該当する。しか し、本願発明はプラスチックフィルムに金属を積層した総ての膜を対象とするもの ではない。即ち、金属層が厚くなれば熱線も光線も透過させない全くの不透明膜に なる。金属層をある程度薄くすれば透視可能性と熱線遮断性を達成することができ るが、金属膜が存在するのであるから、一般的には透明性はあまり高くならない (引用考案の膜はこのレベルのものである)。このような膜が本願の特許請求の範 囲の要件を満足しないことは既に説明したところから明らかである。即ち、本願発 明は、金属又は金属酸化物の膜の厚さをコントロールすると、意外にも熱線に対し ては十分な反射特性を有しつつ、ショーケースとしての高い透視性を有する膜が得られることを見出したものである。本願明細書(甲第二号証)四頁下から二行ない し五頁――行にこの点の説明があり、金属薄膜の場合には、その適切な厚さを「五 ○~三○○●」と説明し、更に場合を分かつて詳しく説明している。このように、 本願発明の特許請求の範囲における「熱線反射透明積層体」なる要件は、金属又は 金属酸化物層の厚さを特定したことによる反射又は透過する波長の選択性を包含し ているのであり、このような金属膜の厚さを特定する技術思想は引用例に全く記載 されていない。

これに対し引用考案は薬品等を貯蔵する(甲第一一号証の一明細書の一頁下から 大行)貯蔵庫(もともとどちらかと言えば暗所に置かれるものであろう)に関を 考案であり、その貯蔵庫は少くとも二枚以上の透明板により形成される断熱扉を し、その断熱扉の庫外側透明板に遮光膜を設けることを特徴とするものである(は 械室が備わつている。一同三頁一一行ないし一三行)。即ち、引用考案にあったが は、冷蔵庫内部が見えることは本願発明におけるような絶対的要請では、 がつて、登録請求の範囲においても「遮光膜」は「半透明」であるとし、 がつて、登録請求の範囲においても「遮光膜」は「半透明」であるとし、 がつて、きることは本願発明におけるような絶対のあるです。 によって、からて、、六行)。それどころか、この膜は赤外領域のみならず、可視と であることによってその中の熱線も遮することによってのみ選択的に遮というのであるではない。したがつて、「庫内に達する力がであるののみ選択的に進める のではない。したがつて、「庫内に達する光とによってのみ選択的に進どんな のではない。したがつて、「するとされている(同三頁七行ないしれ行)を 切別するというのであるが(同三頁九、一〇行)、そのようなやり方が本願発明の 引用考案では暗くなった庫内の貯蔵物品が何かを判別するために 引用考案の明細書の末尾に は、引用考案の明細書の末尾に であるところに全く反していることは言うまでいる)。 被告は、本願明細書中に、五五場のの可視光透過を開いて、過度に、本願明細書中に、五五場合ののは、「透過を明ののでは、本願明のでは、本願のでは、本願のでは、一点のでは、(点のでは、)に、(点のでは、)に、(点のでは、)に、(点のでは、)に、(点のでは、)に、(点のでは、)に、(点のでは、)に、(点のでは、)に、(点のでは、)に、(点のでは、)に、(点のでは、)に、(点のでは、)に、(点のでは、)に、(点

(二) また、本願発明の「冷凍・冷蔵ショーケース」とは、単に冷蔵容器であるにとどまらず、同時に「ショーケース」であることをも必要としているのである。「ショーケース」とは、商品の陳列に使用されるケースであつて、引用考案の「貯蔵庫」とは商品として異質なものである。その機能は単に物品を冷蔵できればよいというものではなく、売ろうとする商品を顧客に見せるためのものである。だから顧客が容易に内部の商品を観察し得るようなものでなければならない。

被告は引用考案にも「透明板を嵌合した窓」があるから、「透明窓」のある点は本願発明と同じであると言う。しかし、引用考案における透明板とは、半透明の板のことであり、それに半透明の遮光膜とは別の、ガラス等の本当に透明の板のことであり、それに半透明の遮光膜をは別のが「窓」なのである。そのことは「透明板の内面に半透明の遮光膜を設けた」との登録請求の範囲の記載からも明らかであり、また引用例二頁四行図の正見行で透明板(8)、(10)とを区別して見して見いがない。したがつて「窓」の透明とによっても疑いがない。したがつて「窓」の透明とになるものではない。引用考案の貯蔵庫の窓の効用は「度物とに照明」になるものではない。引用考案の貯蔵庫の窓の効用は「度物とに照明」になるものではない。引用考案の貯蔵庫の窓のものであり、買物客が容易に商品を観察できる「ショーケース」とは全く次元の異なる製品なのである。

2 取消事由(2)(審理不尽)

原告は、本願発明は出願当初の形のままでも特許に値すると信じているが、審査 において拒絶されたことに鑑み、特許の取得をより確実にしようと考え、審判の段 階で特許請求の範囲を減縮しようとした。審査官が引用し、また審判官も後に引用 した引用考案の実用新案登録出願の公開日は昭和五二年一二月九日であるから(甲 第一一号証の二参照)、これが本願を拒絶する根拠となるのは特許法二九条の二の 第一一号証の一参照/、これが平限で正にするは歴史である。 適用ある場合、即ち本願発明が引用考案の出願に記載された考案と「同一」である場合に限られる。そこで原告は、仮に審査官の言うように本願発明の積層体が引用 考案の半透明遮光膜と同じであるとしても、なお本願発明と引用考案とが同一であると言われないように、昭和六二年四月一三日付審判請求理由補充書において、特 許請求の範囲を、「金属及び/又は金属酸化物の薄膜が積層されたプラスチツクフ イルムから主としてなる熱線反射透明積層体を、冷凍・冷蔵シヨーケースのシヨー ケース内に面したガラスに、プラスチツクフイルムがガラス面に向くように接着し た、熱遮断フイルムを有する冷凍・冷蔵・ショーケース」と補正する機会を与えるよう求めた(甲第七号証二頁下から四行ないし三頁下から五行。特に補正の機会を求める記載一同三頁――行以下一は見落されないように「」を付して強調してい る)。しかるに右審判請求理由補充書の提出より間もなく同年五月一一日に審理終 結通知(甲第八号証)が送達されたので、原告は審判官が審判請求理由補充書の趣 旨を十分理解しなかつたのではないかと恐れ、直ちに審理再開申立書(同月一九日 付。甲第九号証)を提出し、添付の技術説明書により再度本願発明の趣旨を説明す ると共に、同月二九日審判官に面接する機会を得て本願発明の内容を口頭で詳細に 説明した(甲第一〇号証)。しかし、審判官は、右のような原告の説明と提出証拠を全く考慮することなく、昭和六二年六月二日をもつて本件審決を作成し、同審決謄本は同年七月六日原告に送達された(前記口頭説明の後、原告はその説明内容を 書面化した物件提出書(甲第一〇号証)を提出したが、これは本件審決謄本の送達 と入れ違いに提出されたことになった。)。ところで本願発明を右補正案のように 補正することは、その機会さえあれば適法に為し得たことであることは明らかであ る。即ち本願発明は公告されていないから、右補正については特許法四一条が適用 され、当初の明細書に記載された事項の範囲内における特許請求の範囲の変更は許 いては、実施例一においても一三頁六行ないし下から三行で説明されている。なお 実施例五の表を見れば、(3)の二枚貼つた場合を除き(これが最も効果のあるの は当然である)、一枚ずつ貼つた(1)、(2)、(4)の三つのケースにおいて、右のような貼り方をした(1)の場合が一番効果のあることが示されている(表においてガラス板表面温度は高い方がよく、節約電力量はもちろん多い方がよ い。)。さて原告が提案したように特許請求の範囲の記載が補正された場合には、 仮に本願発明のショーケースと積層体とを、夫々引用考案における貯蔵庫と遮光膜に相当すると解したとしても、引用例に基づく本願の拒絶理由が解消することは極 めて明らかであつた。即ち、「熱線反射透明積層体を、冷凍・冷蔵ショーケースの ショーケース内に面したガラス面にプラスチックフィルムがガラス面に向くように接着した」構成は引用例に開示されていないからである。即ち、引用例中の記載においては、本件審決自ら引用しているように(甲第一号証二頁末尾二行)、遮光膜 を「透明板群の最も庫外側の透明板(8)の庫内面即ち断熱空間側に」接着すると 明記されている(甲第一一号証の一の二頁一一、一二行)。したがつて補正案にお けるように、ショーケース内(引用例における貯蔵庫内)の冷気に直接接するガラ ス面に積層体を貼るという構成とは明確に異なることは言うまでもない。また、引用例はプラスチックフィルム面をガラスに接着することをも開示していない。したがつて、本願発明の特許請求の範囲がこの補正案のようになれば、それが引用考案 と「同一」でないことは明らかである。元来この補正は特許法一七条の二第四号により審判請求の日から三〇日以内に行えば問題なかつたのであり、原告がこの期間 内に補正をしなかつたことは事実である。しかし、同条の規定は出願人が権利とし てなし得る手続補正の期間を定めたものにすぎない。同条が、それ以上に、特許法 条に宣言された「発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、 業の発達に寄与する」という特許法の目的を実現する義務を負い、かつ裁判所に準 ずる公正妥当な法の運用の責任を委ねられている審判官に対し、審理を十分尽して

審決をすべき責任を軽減する趣旨までを含むものではあり得ない。拒絶査定不服審判手続において、出願人が実質的に保護に値する発明をしたと認められるとき、審 判官が拒絶理由通知を発することにより出願人に特許法一七条の二第三号に基づく 補正の機会を与え、手続上の原因により出願人が権利を喪失することのないように 図る処理は実務上普通に行われている。これは発明を保護し、奨励するため審判官 に委ねられた職権の行使の一場面に外ならない。しかして、審判官の職権行使は審 判官の全くの自由裁量に委ねられるものではない。審判官は特許法一条の目的を達するための執行官であり、また、公正妥当な審決を下すという義務を負つていることも当然である。審判官の職権が、このような目的若しくは義務の履行に適するよう行使されなければならないことは、明文の規定を待つまでもなく明らかなことで

原告が主張している手続上の瑕疵は、審判官において適正な審理を行うべき一般 的な義務を根拠とするものであり、単に特許法一七条の二や一五九条二項あるいは 一五六条二項の文言解釈を争つているのではない。被告は、審査官による査定の理由と審決の理由が同一であるから、新たに拒絶理由を発する必要はなかつたとい う。しかし、原告が問題にしているのは、補正案に従えば本願発明は特許性がある と認められるならば、審判官は拒絶理由通知を発することにより原告に補正の機会 を与えるべきではなかつたかということである(例えば特許法三六条に基づく拒絶 理由を形式的に通知することにより、出願人(原告)に補正をなさしめることは適 法かつ容易な処分であり、しかも現に特許庁において日常的に行われている手続で ある。)。しかして、本件においては、審理を尽すために拒絶理由を発することは、審判官の法的義務に属するのである。

東京高等裁判所昭和六一年一月一六日判決(「特許と企業」二〇七号五一頁掲 載)は、本件に類似した審決取消請求事件において、請求人が特許請求の範囲の補 正案を示して審理再開申立をした場合、審判官において審理の完全を期するため必 要であるとの合理的理由を認めた場合には再開すべきであるとの前提の下に、 合理的理由の存否を検討している。この事件においては、問題の補正により出願発 明が新規性、進歩性を有するに至るとの根拠がないとの理由で審決は維持されたが、もし補正により出願が新規性、進歩性を有するに至るならば、審判官が審理を再開して補正を許すべきだつたとの結論になった筈である。本件においてはまさに補正案に従えば新規性、進歩性が肯定されることが明白な場合であるから、右判決 に従えば、審判官は、審判請求理由補充書に基づき補正の機会を与えるか、若しく は審理再開申立書に対して審理を再開して審理を尽すべきだつたのであり、これを 怠つた点に審理不尽の違法があり、本件審決は取り消されなければならない。な お、次のような判決例も参考になろう。東京高等裁判所昭和五四年二月二二日判決 (特許庁編・参考審判決集(4)一六七頁掲載)は、請求人の主張する特許無効理由が特許法二九条一項一号の公知を主張しているのか、二号の公用を主張している のか明瞭でないとき、公用の主張でないものとして請求を退けるのは違法であり 請求人に釈明して主張を明確にする必要があると判示している。また、東京高等裁判所昭和四一年一二月二〇日判決(行裁例集一七巻一二号一三六六頁登載)も、 「審決の結論に影響を及ぼすやもしれない証拠の存在を容易に推知しえたにかかわ らず、その調査を怠り、結局本件審判事件における申立理由につき十分な審理を尽 くさなかつた違法があるものというべく、……取消をまぬがれない」と判示してい る。右いずれの事例に関しても、審判官が釈明をすべき義務、若しくは職権により 証拠を収集すべき義務は特許法上明記されていないにもかかわらず、判決は、審理 が不十分であるとして審決を取消している。このように、審判官は単に具体的に規 定された義務を履行すれば足りるのではなく、適正な結果を得るために審理を尽く す一般的義務が存することは判例上認められているのである。 請求原因に対する認否及び反論

- 請求の原因一ないし三の事実は認める。同四の主張は争う。
- 本件審決の認定判断は正当であり、原告主張のような違法はない。
- 取消事由(1)について) 本願発明の「透明」と引用考案の「半透明」について 本願明細書(甲第二号証)には、

「金属及び/又は金属酸化物の薄膜は、金、銀、銅、パラジウム及びアルミニウム からなる群から選ばれた一種あるいはそれ以上の金属の薄膜及び/又はІп2О 3, SnO2, CdSnOなどの金属酸化物の薄膜である。この場合、薄膜の膜厚 は良好な透視性と熱線反射特性を得るために重要な因子であり、次のような値が望 ましい。即ち金属の薄膜の場合は五○A●〜三○○A●、金属酸化物の薄膜の場合は、二○○○●〜四○○○●である。いずれの場合も、この範囲よりも小さい膜厚では大分な熱線反射特性は得られず、またこの範囲より大きい膜厚では透視性に題が生じる。」と記載されている。具体的には厚さ一四○●銀で五五〇mmの可視光透過率四○%、厚さ一五○●銀と銅の合金では、五五〇mmの可視光透過率五五%が記載されている。可視光の透過率により、全部又は大部分透過しないものを不透明といい、その中間を半透明というのであるから、透過率が半分又はそれ以下のものは半透明というべきであるいう。膜厚が大きくなれば透過率は少くなるものであり、本願発明においては、具体例よりもさらに厚い三○○●まで含まれるものであるから、可視光の透過率は半分以下であり、この意味で引用考案の「半透明」と実質的に同じものである。

(二) 本願発明の「熱線反射」と引用考案の「遮光」について 光は、可視光だけでなく、紫外線、赤外線を含んだ電磁波であり、赤外(熱)線 はその一部ではあるけれども、それを遮る目的をもつて、目的に着目していう場合 遮光という言葉を使うものである。引用考案も可視光を遮ることは目的としている。 引用考案は、赤外線や紫外線を遮つて庫内温度の上昇を抑制し貯蔵品の変 所ぐことを目的としていて、可視光線が部分的に遮れてしまつたものである。 発明においても可視光の透過率は、八〇%を最良のものとして五〇%以下の 含むものであり、可視光においても部分的に遮られているものである。 含むものであり、可視光においても部分のではなく一部分遮るものであるまた本願発明が赤外線を全部遮断するものではなく一部分のであるう。 また本願発明が赤外線を全部遮断するものである。 また本願発明が赤外線を全部遮断するものではなく一部分遮るものであるう。 また本願発明が赤外線を全部遮断するものではなく一部分遮るものである。 また本願発明が赤外線を全部遮断するものではなく一部分遮るものである。 また本願発明が赤外線を全部遮断するものではなく一部分遮るものである。 また本願発明が赤外線を全部遮断するものではなく一部分遮るものである。 また本願発明が赤外線を全部遮断するものではなく一部分に返るものである。 また本願発明の薄膜と同じものであり、「熱線反射」といつてもそれは単なる表現の相違にすぎない。

(三) 本願発明の「冷凍・冷蔵シヨーケース」と引用考案の「冷蔵庫等の貯蔵庫」について

引用例には「本考案は冷蔵庫等の貯蔵庫に関し、透明板を嵌合した窓を設けたもので、」と記載されており、一方、本願明細書中には「本発明は省エネルギ型冷凍・冷蔵ショーケースに関する。」(甲第二号証明細書一頁一〇、一一行)、クスボドタイプショーケースと、スーパーマーケットなどで魚肉類・冷凍食品で販売するオープンタイプショーケースの二種に大別出来る(JISB八六一一)を売するオープンタイプショーケースの二種に大別出来る(JISB八六一一)を売するオープンタイプショーケースの二種に大別出来る(JISB八六一一)を高いました。前週の場合では、「冷蔵庫等の貯蔵庫」も本願発明の「冷凍・冷蔵ショーケース」は引用考案の「冷蔵庫等の貯蔵庫」に相当するととに、「おまま」に関います。

2 取消事由(2)について

(一) 本願については、原告は、特許法第一七条の二第一項四号の規定により、その審判請求の日から三〇日以内に明細書又は図面を補正することができたにもかわらず、原告はこの期間を徒過し、何らの補正をもしなかつたものである。(二) 原告は、審判官が原告に対して手続補正をする機会を与えたうえで判断すべきであつたのにこれを怠つた原審手続に違法がある旨主張しているが、審判請求の日から三〇日経過後に補正の機会を与えるためには、新たな拒絶理由を通知するほかはない。しかし、審判において拒絶理由通知を発しなければならないのは、査定の理由と異なる拒絶理由を発見した場合に限られる(特許法一五九条二項)ところであり、本件審決が特許を受けることができないとした理由が査定の拒絶理由とことがであり、本件審決に連法はない。

(三) 原告は、審理を再開すべきであつたのを怠つた点に違法がある旨主張しているが、特許法第一五六条二項で規定されている審理の再開は、審理の完全を期するためのものであつて、重大な証拠の取調べが未済であつたとか、審理の終結の通知と入れ違いに適法に明細書の補正がなされていた場合といつた審理手続に瑕疵があるときに、審判長は、審理の再開を認めるものであるが、本件の場合は審理再開申立書を検討しても上記いずれにも該当せず、その他の手続にも瑕疵がないものであるがら、審理の(本際)

第四 証拠関係(省略)

- 請求の原因一ないし三の事実は当事者間に争いがない。
- そこで、原告主張の本件審決を取り消すべき理由について判断する。
- 1 取消事由(1)について
- 本願発明の「熱線反射透明積層体」と引用考案の「半透明の遮光膜」につ (-)いて

成立に争いのない甲第二号証(本願願書)及び第三号証(昭和五三年六月二一日 付手続補正書)(以下、右手続補正書による補正後の明細書を「本願明細書」とい う。)によれば、本願発明の「熱線反射透明積層体」について、本願明細書の特許 請求の範囲の欄には、「金属及び/又は金属酸化物の薄膜が積層されたプラスチツ クフイルムから主としてなる熱線反射透明積層体」と記載されているのみであつ て、右薄膜の膜厚についてこれを限定する規定がないことが認められ、また、右特 許請求の範囲の記載は不明瞭な記載とも認められない。したがつて、右甲第二、第 三号証によれば、本願明細書の発明の詳細な説明の欄には、「薄膜の膜厚は良好な 透視性と熱線反射性を得るために重要な因子であり、次のような値が望ましい。即 ち、金属の薄膜の場合は五○●~三○○●、金属酸化物の薄膜の場合は、 _000 ●~四○○○●である。いずれの場合も、この範囲よりも小さい膜厚では十分な熱 線反射特性は得られず、またこの範囲より大きい膜厚では透視性に問題が生じ る。」(甲第二号証四頁一九行ないし五頁七行)と記載されていることは認められるけれども、本願発明の「熱線反射透明積層体」を構成する金属及び/又は金属酸 化物の薄膜(以下、「本願発明の」薄膜」」という。)の膜厚は、本願明細書の発明の詳細な説明の欄記載の右「望ましい値」に限定されるものではない。換言すれ ば本願発明の「薄膜」は、その膜厚に限定はない。しかして、熱線反射に利用され る金属又は金属酸化物の薄膜が積層されたプラスチックフィルムにおいては、金属 等の薄膜の膜厚が透視性及び熱線反射性を決定する重要な因子であることは、前記 本願明細書の発明の詳細な説明の欄の記載及び本件口頭弁論の全趣旨から明らかで あるから、本願発明の「透明」は、透視性の高い透明から透視性の低い透明までを 包含するものと解することができる。原告は、本願発明の「熱線反射透明積層体」 なる要件は、金属又は金属酸化物層の厚さを特定したことによる反射又は透過する 波長の選択性を包含していると主張するが、前紋のとおり、本願発明の「薄膜」に 膜厚の限定はないのであるから、原告の右主張は本願発明の要旨に基づかない主張 であるので、採用できない。また、原告は、本願発明にいう「透明」とは、可視光 透過率の数値で表すと、おおよそ五〇%以上のものを指す旨主張するが、右「透明」が技術用語であるとも認められず(「透明」が日常語であることは原告の自認 するところである。)、他に、右主張事実を認めるに足りる証拠はないので、採用 できない。

これに対し、引用例に本件審決認定のとおりの記載があること及び本願発明の「金属」と「プラスチツクフイルム」が引用考案の「アルミニウム」と「ポリエス テルフイルム」に相当することは原告の自認するところであり、成立に争いのない 甲第一一号証の一 (実願昭五一一七三一四三号の願書に最初に添附した明細書及び 図面。即ち、引用例)によれば、引用例には、前記本件審決認定の事実のほか、 「前記断熱扉の庫外側の透明板の内面に半透明の遮光膜を設けてなるものである。 従つて、遮光膜は庫外から庫内に透過する光を遮るので庫内の温度上昇を抑制で き」(同号証三頁一七行ないし二〇行)と記載されていることが認められ、これら の事実によれば、引用考案は、「金属(アルミニウム)の薄膜が積層されたプラス チツクフイルム(ポリエステルフイルム)からなる半透明の遮光膜を熱遮断シ とした冷蔵庫等の貯蔵庫」であること及び引用考案の「半透明の遮光膜」は熱線を 反射するものであることが認められる。そして、前掲甲第一一号証の一によれば、 引用例には、引用考案の「半透明の遮光膜」を構成する金属薄膜の膜厚について限 定する記載がないこと、「なお庫内(3C)に達する光は殆ど無くなるので庫内 (3C)にどんな貯蔵物品が入っているかわかりにくくなるが、この場合庫内(3 C) に設けた照明具(11)にて貯蔵物品が庫外より判別できる。」 (同号証三頁 七行ないし一〇行)と記載されていることが認められ、右事実によれば、引用考案 の「半透明の遮光膜」は、可視光をある程度透過させるものであることが認められ る。
そうすると、本願発明の「熱線反射透明積層体」と引用考案の「半透明の遮光

膜」とは可視光の透過率が、ある範囲において一致する即ち本願発明の「熱線反射 透明積層体」を構成する金属薄膜の膜厚と引用考案の「半透明の遮光膜」を構成す る金属薄膜の膜厚が、ある範囲において一致すると認めることができるから、本願 考案の「熱線反射透明積層体」には、引用考案の「半透明の遮光膜」と熱線を反射 し可視光を透過させるという機能において実質的に同一のもの即ち金属薄膜の膜厚 が実質的に同一のものが含まれるといわざるを得ない。したがつて、本願発明の 「熱線反射透明積層体」が引用考案の「半透明の遮光膜」に相当するとした本件審 決の認定判断に誤りはない。

本願発明の「冷凍・冷蔵シヨーケース」と引用考案の「冷蔵庫等の貯蔵 庫」について

本願発明の「冷凍・冷蔵ショーケース」と引用考案の「冷蔵庫等の貯蔵庫」とは、冷蔵保存という機能において共通することは、原告の明らかに争わないところ である。ところで、前掲甲第一一号証の一によれば、引用考案の「冷蔵庫等の貯蔵 庫」は、いわゆる「陳列棚」という意味での「ショーケース」を意図したものではないという点では原告主張のとおりであることが認められるが、同号証によれば、引用考案は、透明板を嵌合した窓を設けたものであり、遮光膜により、可視光をあ る程度透過させるものの、庫内に達する光が殆どなくなり、庫内の貯蔵物品がわか りにくくなるけれども、この場合は庫内に照明具をつけることによつて貯蔵物品を 庫外より判別できるものであることが認められるから、引用考案の「冷蔵庫等の貯 蔵庫」も「ショーケース」としての機能を果たすものと認められる。原告は、引用 考案の「冷蔵庫等の貯蔵庫」の窓の効用は庫内に設けた照明具によつて貯蔵物品が 庫外より判別できる程度のもので、「ショーケース」とは異なる旨主張するが、外部から顧客が庫内の商品(貯蔵物品)を見ることができれば「ショーケース」とし ての機能を果たすものであることは見易い道理であり、「ショーケース」としての 機能を果たすために庫内に照明具を必要とするか否かによつて別異に解すべき理由 はないから、原告の右主張は採用できない。そうすると、本願発明の「冷凍・冷蔵 ショーケース」と引用考案の「冷蔵庫等の貯蔵庫」とは実質的に同一と認められ、 本願発明の「冷凍・冷蔵ショーケース」が引用考案の「冷蔵庫等の貯蔵庫」に相当

本願光明の「冷凍・冷蔵ノコーケース」が引用名案の「冷蔵庫等の別蔵庫」に相当するとした本件審決の認定判断に誤りはない。 (三) 本件審決の判断について 本願発明の「金属」と「プラスチツクフイルム」が引用考案の「アルミニウム」 と「ポリエステルフィルム」に相当するものであることは原告の自認するところで あること、本願発明の「熱線反射透明積層体」、「冷凍・冷蔵ショーケース」と引 用考案の「半透明の遮光膜」、「冷蔵庫等の貯蔵庫」とが実質的に同一と認められ ることは前叙のとおりであるから、本願発明は引用考案と実質的に同一のものとい うことができ、同旨の本件審決の認定判断は正当であり、原告主張の事実誤認はな いから取消事由(1)は採用できず、これをもつて本件審決を違法として取消すに 由ない。

2 取消事由(2)について

明細書又は図面の補正について

特許法一七条一項によれば、特許出願人は、出願公告決定の謄本の送達前は、同 条同項、一七条の二各号所定の時期又は期間内に限り、願書に添附した明細書又は 図面について補正をすることができるが、右時期又は期間以外はその補正をすることができないことは明らかである。原告は、審判官は昭和六二年四月一三日付審判請求理由補充書(甲第七号証)に基づき原告に補正の機会を与えて審理を尽すべき であつた旨主張するが、右補充書に基づく補正が特許法一七条一項、一七条の二各 号の規定に該当することの主張立証はない(原告が主張する補正の申立が同法一七 条の二第四号に規定する審判請求の日から三〇日以内に行われなかつたことは原告 の自認するところである。)から、審判官が原告に対し、右審判請求理由補充書に 基づき補正の機会を与えなかつたとしても何ら違法とすべき点は認められない。また、原告は、審判官において適正な審理を行うべき一般的な義務を根拠に、審判官 が拒絶理由通知を発することにより出願人(原告)に補正の機会を与えるべきであ つたのに、これを怠つた旨主張するが、同法一五九条二項、五〇条によれば、審判において拒絶理由通知を発しなければならないのは、査定の理由と異なる拒絶の理 由を発見した場合に限られるところ、本件審決が、本願発明の特許を受けることが できないとした理由が査定の拒絶理由と異なることの主張立証はなく、原告が主張 する、審判官に課せられた適正な審理を行うべき一般的義務からなぜ審判官におい て原告に対し拒絶理由通知を発すべき法的義務が生じるのか根拠が明らかでないか

ら、原告の右主張は採用の限りでない。

 (\square) 審理の再開について

特許法一五六条二項によれば、審判長は、必要があるときは審理の再開をするこ とができると規定されているのであるから、本来、審理の再開をするか否かは審判 長の自由裁量に委ねられており、重要な証拠の取調べを看過していたとか、審理の 終結の通知と入れ違いに適法に明細書の補正がなされていた場合等の特段の事由があるときに審理の再開が審判長の義務となり得ると解されるところ、原告が審理を再開すべき事由として主張する事情は右特段の事由に該当するとは認められない。 したがつて、審判長が審理の再開を認めなかつた手続に違法はないといわなければ ならない。

(三) 原告は、東京高等裁判所昭和六一年一月一六日判決(「特許と企業」二〇七号五一頁に掲載)を引用して、右判決に従えば、審判官は審判請求理由補充書に基づき補正の機会を与えるか、若しくは審理再開申立書に対して審理を再開して審 理を尽すべきであつたのにこれを怠つた点に審理不尽の違法がある旨主張するが、 右判決は、審理を再開すべき合理的理由は存在しないと認定判断したものであつ て、それ以上に、審判手続において請求人が特許請求の範囲の補正案を示して審理 再開申立をした場合、その補正により出願について拒絶の理由を発見することがで きないならば、審判長は常に審理を再開して補正を許さなければならない法的義務 があるとしたものとは解されないから、原告の右主張は採用できない。

東京高等裁判所昭和五四年二月二二日判決(特許庁編・参考審判決集(4)一六 七頁掲載)及び東京高等裁判所昭和四一年一二月二〇日判決(行裁例集一七巻一二 号一三六六頁登載)は本件と事案を異にし本件に適切でない。

以上検討したところによれば、取消事由(2)は採用できないから、これ をもつて、本件審決を違法として取消すことはできない。

以上のとおりであるから、その主張の点に判断を誤つた違法があることを理由 に本件審決の取消を求める原告の本訴請求は、理由がないのでこれを棄却すること とし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法七条、民事訴訟法八九条を適用して、 主文のとおり判決する。

(裁判官 秋吉稔弘 西田美昭 木下順太郎)

別紙(一)第1図~第10図

<12768-001>
別紙(二)第1図、第2図

<12768-002>